

認証評価とJABEE認定

Authorized Evaluation and Accreditation by JABEE

大橋 秀雄^{*1}

Hideo OHASHI

学校教育法の改正にともなって、2004年4月から認証評価制度が施行された。これによって、すべての大学は、7年サイクルの機関別評価を受審して、その結果を公表することが義務づけられた。なお5年サイクルの専門職大学院評価については、当面法科大学院のみが受審を義務づけられている。

大学に対する第三者評価が必要なことは、1998年10月に出された中央教育審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の中で指摘され、それを受けて2002年8月に提出された中教審答申「大学の質の保証に係わる新たなシステムの構築について」で一挙に具体化した。この答申に従って学校教育法が改正され、第三者評価として認証評価制度が導入された。

日本工学会が「大学の工学教育プログラム評価の必要性について」と題する提言をまとめたのが1995年11月、日本工学教育協会の中で「工学教育アクレディテーションシステム調査研究委員会」が活動を開始したのが翌年4月、1997年に産学官連携で立ち上げた「国際的に通用するエンジニア教育検討委員会」がJABEE設立を決めたのが1999年4月、JABEEの設立が同年11月であった。工学サイドの動きは中教審の審議とは無関係に始まり、自発・自立的に関係者の熱意に駆動されて急ピッチで進んできた。このような動きを生んだ最大の原因は、関係者に共通していた危機感、「このままでは世界から取り残されてしまう」という思いであったらう。

学協会主導で自発的に進められてきたJABEE認定は、国が主導して義務化した認証評価制度の枠内にすっぽり収まるものではない。JABEEが最初から強く意識してきた「国際的に通用する」という視点は、国の認証評価制度の中では希薄である。しかしながら、JABEEが今後専門分野別評価を担う評価機関としてその立場を固め、国の認証評価制度の中できっちりとした役割を果たしてゆくためには、認証評価制度との整合性を十分意識して進む必要がある。以下に私が意識している問題点を述べてみよう。

1. JABEEは認証評価機関となることができるか

現在、大学基準協会、大学評価・学位授与機構、日本高等教育評価機構が文部科学大臣の認証を受けて、4年制大学の機関別評価を受け持つ認証評価機関となっている。機関別評価は義務化されているので、国公私立すべての大学が、この三つの評価機関の何れかから評価を受けなければならない。現在専門職大学院の評価は法科大学院にのみ義務化されているが、(財)日弁連法務研究財団と大学評価・学位授与機構が法科大学院認証評価機関として認証されている。法科大学院は、それ自体として5年サイクルの法科大学院認証評価を受けなければならないが、それを運営している大学は、別に7年サイクルの機関別評価を受けなければならない。

今年1月に公表された中教審答申「我が国の高等教育の将来像 ～ユニバーサル・アクセス時代の将来像～」の中に、多元的な評価機関の形成が必要であると指摘されており、「機関別・専門職大学院の評価に加えて分野別評価が、分野の特性に応じて学協会等関係団体の協力を得ながら発展することが期待される」と述べられている。これはまさにJABEE活動に対する期待と重なっており、たとえ法的に義務化されていなくても、多元的な評価の一環として分野別評価が重要であることを改めて指摘したものである。JABEEは技術者教育の認定機関としてのこれまでの路線を堅持しつつ、分野別評価を担う認証評価機関として申請する道が開かれていると確信する。

2. 評価、適格認定、認定

学校教育法で定める認証評価制度のなかでは、評価という表現しか使われていない。これに加え、法科大学院と司法試験の連携に関する法律の中では、法科大学院に対する評価として適格認定を行うと述べられている。評価はevaluation、適格認定はaccreditationに対応するものと思われる。Evaluationは0点から満点までであるアナログの評価で、accreditationは基準に適格かどうかのデジタル(オン・オフ)的判定と考えるのが国際的常識であろう。しかし学校教育法でいう評価は、evaluationとaccreditationの両方を含んでおり、accreditationは評価の一形態というのが文部科学省の

平成17年3月16日受付

*1 工学院大学

見解である。JABEEの認定は、当然 accreditation に対応する表現であるが、文科省的には認定は評価の具体的方法の一つということになる。認定機関である JABEE が今後認証評価機関を目指すとしても、言葉の違いを気にする必要はない。なお JIS 用語によると、認証は certification、認定は accreditation と使い分けられている。漢字の本場中国では、両方とも認証で通している。ちなみに認証評価の認証は、文部科学大臣が認証する機関による評価という意味であり、評価の結果認証するという意味ではない。

3. 機関別評価と専門分野別評価はどこまで分離すべきか

昨年8月に認証評価機関として最初に認められた大学基準協会は、機関別評価の長い歴史を持っている。しかし新しくスタートするに際して、以下の三つの特色を強調している。①達成度評価と水準評価を実施する。②専門分野別評価と大学全般の評価の総合的評価を行う。③認証評価後の改善状況も検証する。とくに注目したいのは②の表現であるが、これに関しては大学評価・学位授与機構も同じスタンスをとってきた。大学評価・学位授与機構は、国立大学を対象にその教育研究活動の評価を行ってきたが、とくに研究評価に当たっては専門の特質に応じた専門分野別評価を実施してきた。その意味で、機関の総合評価に当たって、機関別評価と専門分野別評価がかなりオーバーラップすることは避けがたい。従って一つの評価機関が機関別と専門分野別を合わせて評価することも可能であろう。

認証評価制度はスタートしたばかりで、とくに専門分野別評価は法的に裏付けられた定義が明確になっていない。今後、専門分野別評価には次の二つの性格の異なった評価があることを認識して進めれば、議論の混乱を防ぐことができるだろう。

- 主として研究を対象として専門分野別に行う評価（研究成果評価、7年サイクル）
- 特定の教育プログラムを対象として行う評価（教育プログラム評価、5年サイクル）

大学基準協会や大学評価・学位授与機構が行おうとしている専門分野別評価は前者であり、これまでの実績から見てもそれは十分可能であろう。

しかし、JABEE や日弁連法務研究財団が行うのは後者であることは明らかである。なお教育プログラム評価 program accreditation のうち、とくに専門職の育成を目指すものは professional accreditation と呼ばれる。それに対応する認定機関は Professional Accrediting Organization として独自のグループを形

成して、分野ごとに独占的 exclusive にその役割を担うのがアメリカを始めとする国際的な流れである。

4. JABEE の役割

JABEE が担っているのは、あくまで「技術者の基礎教育としての認定」であり、professional accreditation そのものである。すなわち技術者教育という professional education を、技術者という professional の眼で判定するところに最大の特色がある。審査の母体は技術者の集まりである学協会であり、大学教育専門家の集団ではない。この役割は、機関別評価を主な目的とする認証評価機関が代行できるものではないから、JABEE の真の存在価値がそこにある。JABEE のワシントンアコード加盟も、プログラム修了生の技術士一次試験免除も、すべてが professional accreditation の延長線上にある。JABEE はこの特色を堅持しつつ、技術者教育に対する分野別評価を担う認証評価機関を目指す必要がある。

なお、今後認証評価に関する受審大学側のロードを低減するために、主として機関別評価を担う評価機関と、JABEE のような教育プログラム評価機関が、オーバーラップ部分が最小になるように協力しつつ役割分担をすることが強く求められるだろう。

専門プログラム教育を評価する法科大学院評価には、すでに二つの評価機関が認証されている。法曹という一つの専門職教育の評価に、二つの評価機関が生まれたことになり、第三の評価機関が認証される可能性も残されている。技術者教育の認定においても、同じように複数の認定機関が生まれると、国際的に日本を代表する認定機関はどれかという厄介な問題が生じてくる。たとえばワシントンアコードへの加盟は、国を代表する一つの認定機関にのみ許される。技術者教育の認定においては、JABEE が日本を代表する認定機関であるという状況を確実にしてゆくことが、日本の技術者教育の国際同等性を確保する上で極めて重要である。

JABEE では、大学院の修士課程を対象とする認定の在り方を調査・研究中である。大学院教育における研究の役割は、学部のそれに比べてはるかに高い。大学院修士課程の専門分野別認定を具体化する場合、professional accreditation の見地をどこまで堅持するかで、その性格が大きく変わる可能性がある。工学系の修士課程進学率が他分野に比べて著しく高く、修了後に技術者の道を歩むものが多い現実を考えると、大学院においても学部よりさらに進んだ高度な技術者教育としての質保証が求められていると考えるべきだろう。